

令和元年第5回江北町議会（臨時会）会議録						
招 集 年 月 日	令和元年10月21日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令 和 元 年 10 月 21 日 午 後 4 時 00 分				議 長 西 原 好 文
	閉 会	令 和 元 年 10 月 21 日 午 後 5 時 20 分				
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
	1	石 津 圭 太	○	6	三 苫 紀 美 子	○
	2	江 頭 義 彦	○	7	池 田 和 幸	○
	3	金 丸 祐 樹	○	8	吉 岡 隆 幸	○
	4	井 上 敏 文	○	9	淵 上 正 昭	○
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○
会議録署名議員	1 番	石 津 圭 太	2 番	江 頭 義 彦	3 番	金 丸 祐 樹
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	環 境 課 長	武 富 元	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	産 業 課 長	一ノ瀬 和 義	○
	教 育 長	吉 田 功	○	農 業 委 員 会 事 務 局 長	納 富 智 浩	○
	総 務 課 長	山 中 晴 巳	○	こ ども 教 育 課 長	百 武 一 治	○
	建 設 課 長	武 富 和 隆	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○
	福 祉 課 長	松 尾 徳 子	○	政 策 課 長	田 中 盛 方	○
	町 民 課 長	溝 口 進 洋	○			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	平 川 智 敏				
	書 記	永 尾 史 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

# 議 事 日 程 表

## ▽令和元年10月21日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第4号 令和元年度江北町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について
- 日程第4 議案第53号 江北町災害見舞金支給条例
- 日程第5 議案第54号 江北町農林地崩壊防止事業等に係る受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第55号 令和元年度江北町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第7 議案第56号 令和元年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第1号）

---

### 午後4時 開会

#### ○西原好文議長

皆さんこんにちは。ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和元年第5回江北町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

#### ○西原好文議長

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において石津圭太君、江頭義彦君、金丸祐樹君を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定について

#### ○西原好文議長

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3～第7 報告第4号、議案第53号～議案第56号

○西原好文議長

日程第3、報告第4号及び日程第4、議案第53号から日程第7、議案第56号までを一括上程いたします。

職員をして議案を朗読させます。

○議会事務局長（平川智敏）

（朗読省略）

○西原好文議長

朗読が終わりましたので、町長からの提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんこんにちは。今回、臨時議会で提案をいたしました各議案について提案理由を御説明申し上げたいと思います。

まずは報告第4号であります。令和元年度江北町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

去る8月28日に発生をいたしました令和元年九州北部豪雨、また、9月2日に発生いたしました台風13号、さらには9月17日に発生をいたしました台風17号において緊急的に発生した業務に係る経費につきまして3,408万9千円を追加し、歳入歳出予算総額を59億7,101万3千円とする専決処分を行ったところであります。

つきましては、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

歳出予算の主なものは、1つに、災害対応に係る時間外勤務手当・管理職員特別勤務手当118万2千円、2つ目には、消防団出動出席費用弁償20万円、3つ目には、風倒木・大雨対応等に係る委託料382万4千円、4つ目には、災害廃棄物収集運搬・処分に係る委託料548万6千円、5つ目には、災害復旧に係る測量設計委託料2,339万7千円であります。

補正予算の財源といたしましては、前年度繰越金または普通交付税を充てたところでございます。本来ならば何で専決処分をしたかという理由をやっぱり提案理由には書くべきだったのではないかというふうに思います。御存じのとおりではありますけれども、議会の開会

をし、議会において議決をいただくいとまがなかったために専決処分として認められておるものですから今回補正予算を編成させていただいたということでありまして、地方自治法に基づいて報告をさせていただくところでございます。

続きまして、議案第53号 江北町災害見舞金支給条例について御説明を申し上げます。

後ほど御説明をいたします補正予算とも関連をしておりますけれども、近年の異常気象により全国各地で甚大な被害が発生している状況の中で、今後も同様の自然災害が起こり得ると予測をされます。それによりまして、今回の豪雨被害を契機に本町においても被災者等に見舞金を支給することができるよう条例の整備を行うものであります。

町内に住所を有する被災者の方に対しまして住家の被害の程度に応じて見舞金を支給するとともに、亡くなられた方の遺族及び重傷を負った方に対して見舞金を支給することができるよう条例を制定するものであります。

条例案の内容については、既に御説明を申し上げたとおりでありますけれども、支給の内容または支給の基準等については、近隣の市町を参考に基準を策定させていただいておるところでございます。

続きまして、議案第54号 江北町農林地崩壊防止事業等に係る受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

今回の改正内容は、災害による土砂崩壊が生じた山林及び農地の復旧に係る受益者分担金の負担割合の軽減及び江北町急傾斜地崩落防止事業の受益者分担金との均衡を図るための措置として分担金の率を改正するものであります。

このほかの改正理由といたしまして、今回の災害発生を契機に県内市町の状況も調査をいたしました。そうしますと、私ども江北町はほかの市町に比して大変受益者の負担割合が高いということが今回判明をいたしましたものですから、県内のほかの市町並みの負担割合にこの機に見直しを行うものであります。

続きまして、議案第55号 令和元年度江北町一般会計補正予算（第6号）について御説明を申し上げます。

先ほど報告第4号で御報告をさせていただきましたのは既に専決処分を行い、補正予算を編成し、既に執行を一部しておるものについて報告をさせていただきましたけれども、議案第55号については本議会において承認をいただいた上で、通常の方法ということになりますけれども、今後の災害対応等に充てさせていただくものであります。

今回の補正額は、2億3,710万7千円を増額し、歳入歳出予算総額を62億812万円とするものであります。

補正予算の主なものは、8月28日に発生した令和元年九州北部豪雨、また9月2日に発生した台風13号、さらには9月17日に発生をいたしました台風17号の対応に係る事業費が1つ、もう一つの柱といたしましては、現在、江北町のもう一つの危機とも言える待機児童解消のための保育士確保のために必要な経費を今回計上させていただいているところであります。

歳出予算の主なものとしては、1、災害廃棄物収集運搬・処分に係る委託料3,270万5千円、2つ目、被災者に対する支援、し尿補助と書いてありますが、し尿補助じゃないですよ。し尿くみ取り料の手数料の補助であります、また災害見舞金86万5千円、3つ目に、町道・橋梁災害復旧に係る工事請負費2,412万8千円、4つ目、農道・水路災害復旧に係る工事請負費3,259万7千円、5つ目、農業用施設災害復旧に係る工事請負費1,266万円、6つ目、農地災害復旧に係る工事請負費3,721万3千円、7つ目、山林災害復旧に係る工事請負費8,700万円、8つ目、高砂運動広場災害復旧に係る工事請負費260万1千円、ここまでの今回の災害対応に係る経費でございまして、9番目が先ほど申し上げました、ぜひこの年度後半に取り組みさせていただきたいというふうに思っております、待機児童解消のための保育士等人材確保事業346万円などがございます。

なお、山林災害復旧事業については適正工期確保のため、8,700万円のうち7,210万円を今回次年度に繰り越す見込みであります。

補正予算の財源といたしましては、普通交付税、財政調整基金繰入金、ふるさと応援繰入金、災害復旧に係る国庫・県支出金で、このうち財政調整基金繰入金は災害対応・災害復旧に係る経費に充当することとしております。

最後になりますけれども、議案第56号 令和元年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正額は、330万円を増額し、歳入歳出予算総額を2億2,551万5千円とするものであります。

補正予算の内容は、8月28日に発生した令和元年九州北部豪雨により、宮原地区のかん水施設が被災をしたことから施設の復旧に係る工事請負費を追加するものであります。

以上が本臨時議会で提案をした議案であります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**○西原好文議長**

提案理由の説明が終わりましたので、議案の審議に入ります。

日程第3．報告第4号 令和元年度江北町一般会計補正予算（第5号）の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○西原好文議長**

起立全員であります。よって、報告第4号 令和元年度江北町一般会計補正予算（第5号）の専決処分については原案どおり承認することに決しました。

日程第4．議案第53号 江北町災害見舞金支給条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。9番 淵上君。

**○淵上正昭議員**

先ほど、別紙で水害による住家被害調査・判定フローをいただきました。議案説明会の折に説明をいただきまして、その床上浸水についてちょっと質問をいたしました。

これを見ますと床上浸水のパーセンテージで半壊なり大規模半壊なり、あるいは全壊という形で載っております。これは理解いたしました。できれば床上浸水であればひとつそういうものをつけていただければなというふうには思いましたけれども、こういうふうな判断の中でされているということで、その部分は理解いたしました。

1つ確認ですが、(2)の床下浸水、これが20%未満で半壊に至らないというふうになっております。その下にずっと第2次調査の中で、これまた(3)ですけれども、浸水深が床上まで達していないものについては半壊に至らないということになっておりますが、床下浸水で

20%以上であれば半壊になるということでしょうか。

それともう一点は、あくまでも住家ということになっておりますので、例えば、お寺等で土砂災害、あるいはそういったもので、本堂、あるいは庫裏部分が損壊をして住居は同一棟でそのまま残っていると、こういった場合についてもそういった見舞金等はないというふうに判断したほうがいいですかね、この2点お願いします。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務課長。

**○総務課長（山中晴巳）**

そしたら、淵上議員の質問にお答えをいたします。

まず、最初の先ほどお配りしました水害による住家被害調査・判定フローという資料を見ていただきたいと思います。

1 ページ目、これは家のほうが外からの例えば、瓦が飛んできたり、冷蔵庫が転んできてちょっと家のほうに当たったということで損傷が発生している場合が1 ページであります。

そして2 番目、裏のほうがそうじゃなくて、そういった外からの損傷は発生していないけど、ちょっと床上浸水なり床下浸水をされた場合の判定であります。

今回、江北町において11件の床上浸水があって調査をうちのほうで全部いたしました。そこで、一応外からの外力が作用したのが1 件ありました。ここについては1 番を利用してするわけですが、まず、第1 次調査で(1)の外観による判定で、ここに合致をしていない場合は、ちょっと下の2 番の浸水深による判定というところになります。ここで例えば、住宅流失又は床上1.8メートル以上の浸水は50%以上ということで全壊の判定をすると、一番下の床下浸水の場合は、20%未満であれば半壊に至らないという形になると思います。

それからもう一つですけど、例えば、お寺が本堂のほうに床上浸水をしたと。そして、庫裏のほうはしていないという場合は、その部分、床上浸水をした箇所を見ますので、それは床上浸水として判定をしたいというふうに思っております。

**○西原好文議長**

淵上君。

**○淵上正昭議員**

お寺等、あるいは住居に付随する同一棟に車庫とか、あるいは倉庫があった場合に今の言い方ですればちょっとお寺とは比べられないかわかりませんが、お寺は1階部分が床とい

うふうに見るわけですからね、ああ、そうですね、そこはわかりました。

先ほど、床下浸水の20%未満ということはあくまでも床下浸水は入らないという判断と私は思っておりましたけれども、これを見れば20%以上になれば半壊というふうに判断が一応できるわけですよ。ですので、そここのところはどうかかなと。ただ外観による判定と第2次のところで、(3)でまた浸水深が床上まで達していなければ半壊に至らないというふうになつとるけん、その辺がちょっとはつきりよくわからないということです。

**○西原好文議長**

暫時休憩したいと思います。

午後 4 時19分 休憩

午後 4 時21分 再開

**○西原好文議長**

再開いたします。

答弁を求めます。山中総務課長。

**○総務課長（山中晴巳）**

淵上議員のほうから質問がありました、1 ページの(2) 浸水深による判定の欄で床下浸水 20%未満と書いてありますけど、これが20%以上の場合は半壊に当たるのかという御質問だったと思います。

この表でいけば床下浸水は20%未満しか被害を見ないということで、半壊に至らないということになります。

以上です。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

ちょっと補足をしますと、これは表がよくないですね。結局、床上浸水はとにかく損害の程度が50%以上からずっとある、50%以上だったら全壊ですよ。そのときにはもともと住宅流失しているか、床上が1.8メートル以上のときに50%以上とみなして全壊になりますよということなんですよ。そいけん、ここの表の何か離れておるもんだから何か20%以上の床下浸水がありそうに見えるんですけど、要は床下浸水という時点で被害の全体の程度でいけば20%未満となりますから、それは半壊にはなりませんという意味なんですよ。だか



ら、さっきちょっと総務課長の答弁だと何か床下20%以上がありそうな感じの言い方でしたけれども、ちょっとそこは残念ながらというか、申しわけないんですけど、床下浸水であることが損害程度は20%未満とみなされて、それだったら半壊にまでは至らないということになりますということなんです。

それは下の2次調査をしても結局一緒なんですよ、浸水深が(3)床上まで達していない時点で該当すれば半壊には至らないというのは、よく調べても浸水深が結局、床上にならなければ少なくとも半壊とまではみなさないことになっているものですから、残念ながら床下浸水であれば損害の程度は20%程度ということで、半壊ということですからね、20%だったら半壊にはもちろんなりませんよねという意味です。ちょっとおわかりいただければいいんですが、そういう意味でございます。

**○西原好文議長**

淵上君。

**○淵上正昭議員**

わかりました。要するに、はなから床下は20%未満にみますよと。ただ、希望としてやっぱり床上、床下、現場のほうを見られたら、よくおわかりと思いますけれども、非常に心痛をされておりますので、これは金額のどうのこうのではなくて、そういった何かのその方たちに、床下浸水、あるいは床下のそれに該当されない方にも何かひとつ手を差し伸べるというのでもいいのかなというふうにちょっと私は思いましたので、今後、これからまたいろんな災害等があるかもわかりませんし、今は県のこういった被害調査に基づいてされているということと、近隣市町さんもそういうふうに行われているということから今回条例をつくられたということでありますので、今後検討される余地があればぜひ頭の片隅に置いていただいてやっていただければなというふうに思います。

以上です。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

先日の区長会でも実は私ども執行部に対して苦言をいただきました。というのが、余にも災害対応そのものにこちらも集中し過ぎていて、そういう被害に遭われた方に対するお見舞いの気持ちというんですか、やはりそういうところをきちんとお伝えする場面が実はな

かったということを反省しております。例えば、火災が発生すれば翌日にはお見舞いに行つて、お言葉も申し上げたりするわけですが、今回、まさに大雨の前から大雨の最中、また大雨の後もずっと災害対応に追われていたがために今回、例えば、床上浸水に遭われた方とか、住宅の床下浸水でも程度が大きかった方のようなところにはやはり本来であればお邪魔をして、そういうお見舞いの言葉を申し上げるということをせんばいかんやったなというふうに思います。

実は先日の区長会でその旨を御指摘されていたところであります。そこは私も行政のトップとして大変反省をするところでありまして、やはりどんな厳しい局面であったとしても、そういうお見舞いの気持ちというのは忙殺されてしないということではいけないなということとを深く反省しております。ぜひそうした意味でも、やはり被害に遭われた方には町としてもきちんと寄り添っていくべきだなと今回は反省もしているところでございます。

以上でございます。

**○西原好文議長**

ほかに質疑の方ございませんか。5番坂井君。

**○坂井正隆議員**

先ほど洲上議員のほうからお寺の話が、質問が出たわけですが、これは神社仏閣というのは憲法上、いろいろ抵触するところがあるかなと思いますけど、実際にはできるんですね。私も勉強不足ではっきりは言い切りませんが、その辺はどうかなと私は感じたもんですからちょっと質問をしたところです。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務課長。

**○総務課長（山中晴巳）**

坂井議員の質問にお答えします。

神社とかお寺が被害に遭われた場合に見舞金の支給ができるのかという御質問だったと思います。

これはあくまでも見舞金ということでの条例でありますので、そういったところにもお見舞いの気持ちでできるということで解釈をしております。しかし、ちょっと今言われてですね、そういったふうに答弁をしたわけですが、今言われた町がそういった神社とかに寄附とかはできませんので、その辺はもう一度精査をする必要があるというふうに思っております。

す。

**○西原好文議長**

補足説明を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

ここまできてですね、精査をするまでもなく、何となくやっぱり役所と神社とかお寺と一緒に話になると政教分離の原則に違反するんじゃないかというふうなことをよく言われる方がおられますけれども、そもそも政教分離とは何かというと、国家が特定の宗教に介入をしたり、また逆に特定の宗教が国家に関与したりすることができないということで、我が国は政教分離というものをとっておるわけでありまして、世界中にはまさに政教一致したような国もあるわけですが、これは国のあり方の問題でありまして、特に寄附をするわけでは今回なくて、当然町内の施設として、我々としてその一つの施設にいろんな給付をするということであるわけですから、先ほど御指摘のあった政教分離という問題が私は生じないというふうに思っております。

以上でございます。

**○西原好文議長**

よろしいですか。坂井君。

**○坂井正隆議員**

町長の答弁で、自信を持って間違いないということだと思いますね。

**○西原好文議長**

ほかに質疑の方ございませんか。2番江頭君。

**○江頭義彦議員**

これは私の私見で、恐らく今お見舞いとか公助の面でお話が出ているかなとは思いますが、あと自助、共助という面でもいろいろ、また毎年のこういう災害になってきますので、そういういろんな御指導のほうを町当局も町民の方に広く、そういう御指導も今後いただけたらいいかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

**○西原好文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

大変恐縮ではありますが、今、江頭議員の町のほうに何の指導をした方がいいとおつ

しゃっているんですか、よかったら少しお話をいただければと思いますけど。

**○西原好文議長**

江頭君。

**○江頭義彦議員**

今現在の保険制度とか、いろんなそういう意味でのやはり個人が各家庭で蓄えておく必要があるというか基礎知識も含めて、今後、毎年こういう災害等が頻発に起こるようであれば、そういうアドバイス等も町民の方にも今後お知らせをしていただければ助かるというふうにちょっと個人的に感じておりますので。

**○西原好文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

今の江頭議員の御質問は、いわゆる自助とか共助でも、我々、公助だけではなくてやれることというか、やるべきことというのがあるはずだと、それについては町としてもそうした自助であるとか、共助でできることについては町民の皆さんに機会を見つけて情報提供であるとか啓発をしたらいんじゃないかという御質問だというふうに理解をさせていただくとすれば、さまざまな例えば、地域防災関係のリーダー研修であるとか、そうした研修会なんかも開催をしておりますし、また、広報でもそうした呼びかけもさせていただいたりしておりますので、せっかく御指摘いただきましたから機会を捉まえてそうした機会もこれからもふやしていきたいと思います。

以上でございます。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

ほかに質疑の方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○西原好文議長**

起立全員であります。よって、議案第53号 江北町災害見舞金支給条例は原案どおり可決と決しました。

日程第5. 議案第54号 江北町農林地崩壊防止事業等に係る受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○西原好文議長**

起立全員であります。よって、議案第54号 江北町農林地崩壊防止事業等に係る受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例は原案どおり可決と決しました。

日程第6. 議案第55号 令和元年度江北町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。7番池田君。

**○池田和幸議員**

今回、補正予算(第6号)ですよね、それで時間外勤務手当についてちょっと聞きたいと思います。

今回、187万8千円時間外がついております。専決処分の時間外は災害という形で報告がありました。今回、提案理由の中に災害という形で時間外が書かれていないもので、その辺の内訳といいますか、災害で時間外されたのか、その辺を1点お願いします。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富建設課長。

**○建設課長（武富和隆）**

池田議員の質問にお答えします。

今回の時間外勤務手当ですけれども、災害の復旧によるとと、あと通常業務の予算不足について、その分の今度計上を行っております。

内容は災害の発注業務とか、あと関係者の協議等の計上を行っております。

以上です。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

今、建設課長が答えられましたけれども、今建設課の分ということで理解していいんですかね。

**○西原好文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

大変恐縮でありますけれども、池田議員の今の御質問、具体的にページでお示しをしていただいたほうがちょっと我々も答弁が容易になるかなというふうに思いますので、具体的に御質問の記載箇所を教えてくださいませんか。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

記載箇所といいますか、時間外勤務手当が全体の枠でいけば事項別の14ページに187万8千円という形で記載されていますよね。これが今、災害としての時間外で出されてあるのかなというのが質問です。

今、建設課長がそれだけじゃないということで答弁がありましたので、ほかの、今の建設課の分だけでしょうかというのが2つ目の質問です。（発言する者あり）

**○西原好文議長**

答弁を求めます。田中政策課長。

**○政策課長（田中盛方）**

池田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

187万8千円の内訳は事項別明細でいきますと、6ページ、7ページ、これは建設課、先ほど建設課長が申しましたとおりであります。それと8ページ、9ページ、ここに64万1千円、それと今後の災害対応ということで、見込みで50万円、9.1.4で上げております。この合計が187万8千円となります。

以上です。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

もちろん事項別を見ればわかりますけれども、内容といいますか、私が先ほど最初に言いましたけど、災害の分で全部上がってきているのか、それ以外ですか、じゃないですかということで質問したわけです。

建設課のほうは災害だけじゃないということで答弁あったんですけど、今、政策課長が言われたのは、今後の見通しということで最後は言われたわけですよ、50万円の分は。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。田中政策課長。

**○政策課長（田中盛方）**

池田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

先ほど申しましたように、今後の災害対応ということで、9.1.4のほうに時間外を組んでおります。

以上です。

**○西原好文議長**

50万円の分も災害対応ということやろ。

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

本来は予算を議案として上げさせていただいて、承認をさせていただいてから執行せんばいかんもんですから、今後、年度後半を見た中で、既に時間外勤務を大分支給せんばいかん状況が災害等であったもんですから、先ほど政策課長が説明したように、今後の災害等に備えて時間外勤務手当を今回予算要求させていただいているわけではありますが、先ほど報告第4号やったですかね、では逆に言うと既に時間外勤務手当も支給せんばらんという切迫した

状況だったものですから、こちらについては既に災害対応で業務に従事した職員の時間外勤務について既に支給せんばらんやった分については、専決処分で補正予算を組まさせていただきますということでありましたが、今回の第6号は今からの話でありますから、当然災害で先食いしていた分を補充するという意味も含めて、今後、年度後半を見据えた中で時間外勤務手当を一定額確保させていただきたいという趣旨であると御理解をいただければと思います。

以上でございます。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

職員も災害によって町長がよく言われている環境課じゃないですけども、不眠不休しながら活躍されているのはわかると思いましたが、これにできれば災害時間外のも趣旨説明の中にも入れてもらってもよかったんじゃないかなと思いましたが、ちょっと質問させていただきました。いいですよ。

**○西原好文議長**

ほかに質疑の方ございませんか。4番井上君。

**○井上敏文議員**

事項別明細の7ページ、区分の中の保育士等人材確保事業と66万円あります。その説明が事業説明の1ページに書いてあります。今回補正を必要とする理由ということで、先ほどの例会の折に詳しく説明をしていただきました。保育士が不足すると待機児童が発生するおそれがある、保育士が不足するであろうということから、その保育士確保に大変現在も苦慮されていると思います。その保育士確保するための報償制度を設けられたということだと思います。

ただ、この内容を聞いておりますと、保育士確保するために保育士さんが町内にいらっしゃれば紹介をしてくれませんか、紹介をしていただければ紹介していただいた方に報償金として、1万円分の商品券を報償費としてお渡ししますと。さらに紹介された保育士が採用された場合と、紹介してその保育士さんが採用された場合にはさらに3万円プラスということで、4万円ということの意味だと思うんですけどね。ただ、そこでちょっと私、違和感を感じるのはですね、商品券といっても現金と同じなんですね、その辺を紹介された方に商品券をお渡ししますよという方法のそれでいいのかなと。先ほどの例会の中でも、ちょっと



違和感を感じるというふうなことを質問したわけですけど、この辺について町長の見解を求めたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

議案説明会の折に教育委員会からは十分なる説明はしたと思っておりますけれども、その前提で申し上げますと、かなうならば私が井上議員のその違和感に寄り添いたいところはないんですけれどもね。ただ、どういう違和感を持っておられるのかというのが私正直わからないんですよ。

というのは、御存じのとおり、潜在保育士と言われているほど誰が保育士の資格を持っておられるかわからないという状況の中に、やはりこういう人たちをある意味発掘して保育の業務に従事をしていただかんばいかん。ですから、もちろん今回事業の中には就職支援給付金制度ということで、実際そうして保育の業務についていただく方については常勤であれば20万円、転入準備金も10万円、非常勤から常勤に変わっていただく方は10万円という保育士さんそのものに対する給付ももちろんさせていただきます。

ただ、何が我々に今不足しているかという、もちろん保育士さんが不足しているわけですが、保育士さんの情報が不足しているんですよ。この情報はまさに潜在保育士というぐらいね、そういう方たちをやっぱり我々にアクセスをするためには誰が保育士の資格を持っておられるかということこそ一番価値のある情報なんですよね。ここにきちんと情報を提供していただいた方にお礼の準備をしないと、そう簡単には教えていただくということにはなりません。だからといって何かの通報制度みたいに勝手に自分の名前ばそれこそ政治家の後援会の名簿じゃなかばってん、知らん間に入っておったというふうなことにならないように、紹介を受ける方にも承諾をとっていただいた上で、そして、あなたを紹介したいけれどもと言っておつなぎをしていただくときに初めて我々としては、それに対するお礼を差し上げるわけです。ですから、私はこれをやらなければ幾ら準備金を出したり、就職支援金を出しただけではですね、その情報そのものがなかなかそういう潜在保育士の方に行かないわけです。それとここには書いていないですけども、一番大事なのは実は多様な働き方に対応するということだと思います。これは、正職員でどうしても働いてしまうと自分の生活が、仕事が主になってなかなか、そこに皆さん抵抗を感じられている中でパートタイムでも

いいと、いろんな働き方をしていただけるということは直接お会いして御説明をせんことには理解はしていただけないわけですね。ですから、その大変貴重な情報を提供していただくことに対して一定の謝礼というんですか、をさせていただくことについては、私は違和感どころか必要性があるもんですから今回予算要求をさせていただいているというふうに御理解をいただければと思います。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

井上君。

#### ○井上敏文議員

保育士さん確保に大変苦慮されている実情はよくわかります。ただ、その手段、手法ですね、保育士さんが江北町で働きたいというときはやはり働く条件ですよ、条件がほかのところと比べていいということであれば、保育士さんがもし資格を持っておられれば、働いてみようという気持ちになると思います。ただ、紹介されたからというふうなことになるのかなんかわかんない。私一つ心配するのは、あの人は保育士さんで今何もしよんさらんですもんね、家におんさるですもんねと、あるいはどこかに働いておんさるけんが江北町の保育士さんにならんですかというふうな形で、その紹介する人がひとり歩きして何かその辺のトラブルというかね、人と人とのコミュニケーション、情報関係がうまくいなくて何かそういうふうなトラブルに巻き込まれやせんかなと思います。

というのは、紹介すれば現金もらえますよというふうなことでありますので、私はそういった面でね、ちょっと違和感を感じるわけですけど。だから、私の気持ちとしては商品券を渡すというよりはね、紹介していただいた方には記念品を上げますよというぐらいでしとったほうが、私はそのトラブル関係も心配をするわけですけど。

#### ○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

今の井上議員の御発言を聞いて少し安心しました。そんなにびっくりするほど我々と考え方が違うわけじゃないんだと、商品券なのか記念品なのかということでは、やはりここは実効性を担保するためにも私は商品券がいいというふうに思う、現金ではありません。ビッキー商品券を差し上げるつもりなんですけどね。ですから現金と同じではないです、や

はりそこは商品券ですからね。その違いでいけばこれまでの例えば、健康ポイント事業なんかもそうですけれども、よその町は500円のクオカードなわけですよ。500円のクオカードを渡して3カ月間毎日歩きんしゃいて、本当にそれが動機になるだろうかということ、御褒美にはなるかもしれません。だから、うちはある意味3千円というある程度の金額を出させていただくことでまさに動機づけをさせていただいているわけです。行動変容を起こすために、そういう経験も含めて今回はやはり一定額、気になる情報をいただくわけですから、だから、そうやってきちんと商品券ではありますけれども、お礼をさせていただくということは特におかしいことではありませんし、繰り返しになりますけれども、紹介を受けられる方にも同意をとっていただいていますよ。

もっと言うならチラシもごらんになったと思いますけれども、紹介をされる方の制度と実際紹介を受けられる方は同じチラシに書いてあります。ですから、いつの間にか勝手に自分が紹介されて、それが何か金もうけにつながっているなんてということ、そういうことを危惧されているんだろうというふうに思いますけれども、我々もそういうことがないように御本人の同意をとるとか紹介を受ける方、紹介をされる方は同じようなチラシに載せるとか、そこは詳細なる制度設計をさせていただいているつもりであるものですから、そこはぜひ御理解をいただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

**○西原好文議長**

井上君。

**○井上敏文議員**

わかります。議員例会の説明の折に、就労支援として唐津市、あるいは武雄市がされておるといふことでもありますけど、この紹介することによって報償費を払っているというふうなことなんですかね、これが払っていないとすればこういう制度は県内で初めてなのか、その辺のところを確認したいと思います。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

きょう佐賀新聞の記者さんも来ておられますから、ぜひそこは強調させていただきたいと思いますけれども、恐らくそういう紹介者の方に一定の謝礼をお支払いするのは我が町が初

めてだというふうに思います。ちなみに待機児童が発生をしているのは県内でも3カ所だけなんですよね、佐賀市とみやき町と江北町です。先ほど武雄、唐津はそういう保育士の確保をされているから待機児童が出ていないのかどうかちょっとわかりませんが、やはり我々江北町だからこそそうした、こうした事業をやってでも保育士の確保が必要だというふうに御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。（「了解しました」と呼ぶ者あり）

#### ○西原好文議長

ほかにありませんか。1番石津君。

#### ○石津圭太議員

先ほどの質問にちょっと自分の考えとして言いたいんですけれども、令和2年度にこのままいけば待機児童が発生することとなると、令和3年の先々になれば例えば、保育料無料化になって3歳未満児さんとかももし無料になった場合、また待機児童がふえる可能性があるとは思うんですけれども、こうやって事業で保育士さんを集めるというのは物すごくいいことだと思うんですけど、もっと違うやり方というのはなかったのかなと思いますけど、その点どうですか。

#### ○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

今、石津議員の御質問はその保育士確保のためのほかのやり方ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）大体セオリーどおりのやり方はもうやっているんですよ。ハローワークにも出しましたし、保育士協会にも頼みに行きましたし、学卒者の人にも働きかけをしているんですけれども、それでもなお足りないのが保育士さんなんです。ですから、先ほどあったように就業支援のような制度を既に入れておられるところもありますし、今回私どもがしているようなやはり情報を提供していただいて、きちんとそういう方と面談をさせていただいて保育士を確保させていただくと。だから、これだけやっているわけではないというのはぜひ御理解をいただきたいのと、大体よそもやっているようなことはやった上ででも我が町はやはりこれだけ保育ニーズが高まっているわけですよね。幼児教育の無償化はほかのところも同じなんですけれども、そもそも江北町は子供の数全体が変わらない中でも保育ニーズが格段に高まっているというのは今の町の転入が多いとか、そういう状況を踏まえてということであり

ますから、これだけではないということでありませけれども、ここまでせんばいかんというふうに御理解をいただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

以上でございます。

**○西原好文議長**

石津君。

**○石津圭太議員**

この間、ひかり保育園の運動会に出席させていただいたときに保育士さんが結構高齢者の方が多かったんですね。というのは、自分の母親世代の方が働かれて、いろいろ話を聞いたらやっぱり1回仕事をやめてまた戻りたくない——戻りたくないというか職場に戻って使われたくないという方もいらっしゃって、そういう声からですよ、例えば、事業で小規模保育施設の事業主を集めるとか、保育士さんを確保するというのではなくて事業主さんを募集するというのはどうでしょうか。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

石津議員が冒頭御紹介をいただいた園はひかり保育園ではなくて幼児教育センターじゃないですかね、ペンギンルームですね。御就任前だったからというふうに言うつもりはありませんけれども、毎年、江北町は待機児童の発生の危機に瀕しています。ことしの4月は何とか解消ができると見込んでいたところが、保育士の採用予定の方がほかの園に行かれたとか、また、今回の幼児教育の無償化の影響が予想以上であったということで待機児童が発生しかけました。そこで、何とか待機児童をゼロにしたいということの中で、私の個人的なつき合いも含めて、どなたかいらっしゃらないだろうかということ、平均年齢70歳ということになっていきますけれども、まさにかつての保育士さんたちが、町内の方が一肌脱いでいただいて江北町のそうした窮状を見かねて、それなら、私たちにできるならばということで、幼児教育センターで1クラスつくっていただいたんです。それがペンギンルームということなんですけどね。佐賀新聞を初め、報道機関にも大きく取り上げられましたし、テレビでも御紹介をいただきましたし、やはりそういうシニアの新しい活躍の場というふうな捉え方もしていただきました。そういう中で、今まさに石津議員がおっしゃったように、フルタイムでは働くほどの体力がないとか、時間的にもなかなかフルタイムですると、自分も子育て中

の方だったりすると、そういう中で、さっき申し上げたように多様な働き方、要はパートタイムを組み合わせることで、そうした保育サービスの提供ができないかというチャレンジが今回のペンギンルームだったわけですね。

ですから、今回、その経験を踏まえて先ほど来いろいろやりとりしておりますけれども、情報をいただいて面談をさせていただくときにはそうしたいろんな働き方に対応ができますよと、我が町の保育園はというふうなことも御説明をせんばいかんというふうに思っているんですね。ですから、既にそうしたいろんな働き方に対応するということは既に取り組みを始めているということが1点。

それと、さっき小規模保育所のことをおっしゃいましたけれども、一緒なんですよ。うちも今、社会福祉協議会が小規模保育所をやっただいていますけれども、それとひかり保育園もできましたけれども、事業者の方はいらっしゃるんですけども、結局、そこで働く保育士さんがいないということなものですから、事業者をふやすというよりは保育士さんをふやすということが我が町には必要なことなんだと。ですから、例えば、定員はまだ余裕があるけれども、保育士さんがいないもんだから定員いっぱい受け入れられないという状況があるということが多分、象徴的なんじゃないかなというふうに思います。ちなみに小規模保育所は19名までしか受け入れられませんし、未満児ですから3人に1人保育士が要るんですよ。ですから、逆に言うと保育士は確保が小規模保育所であればなおのこと、物すごくたくさんの保育士が要るということですから、事業所を見つけてくるといってもやっぱり保育士がいなければ結局同じことだということだと思います。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。6番三苦君。

#### ○三苦紀美子議員

今、石津議員がおっしゃったようなのに大体同じような意見だと思いますけれども、この非常勤から常勤へという、これは御自分の御都合をクリアして常勤になるということで、子供たちのためにとってはとてもいい施策だと思って、毛頭反対する気持ちはございませんが、この常勤の10万円というのはすごい意義があるお金じゃないかなと思っております。

ただ、先ほどから出ていますように、紹介者1人につき商品券1万円、その方が採用されたときにはさらに商品券3万円とかというのは何かちょっと見て、私も議会に何回かお世話

になっておりますが、何となく宝くじのような感じがしてしようがないんですが、これはどうでしょうかね、御紹介していただき、その方が採用された場合には商品券というふうな、そういうことにはやっぱりできませんか。そして、もし30人のうちあとの方ができなかったときはそのときに採用されなかった方へも紹介者の方にお礼をするとか、そういう方向には持っていけないか、ちょっとお尋ねいたします。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

三苦議員の御質問にお答えいたします。

やっぱり私どもとしてはとにかく一つでも多くの情報を得たいということがありました。ただ、おっしゃるように、実現可能性がない情報をもらっても困るものですから、ですから、そこは情報をいただくときに商品券を差し上げるかわりに当然御本人の同意はとっていただくということとセットで、なるべく確度を高めたいという思いがあつてのことです。最後の就職をされたところというよりは、とにかくたくさん情報をいただきたいものから、その時点でお支払いをまずはするという制度設計にさせていただいているということでございます。

以上でございます。

**○西原好文議長**

三苦君。

**○三苦紀美子議員**

そしたら町長ですよ、紹介者に1万円というのは30人分いいと思いますけど、その後、採用された場合というところまでもやっぱりおつけしないといけないでしょうか。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

先ほどの三苦議員の御質問はどっちかというと紹介のときには払わないで就職したときに払ったらいけないかとおっしゃったので、それを受けてお答えをしたものですが、今のお話は逆に、じゃ、紹介のときに払って就職されたときに払わないでいいじゃないかというお話ですよ、逆にですね。だから、どっちに払うべきと思っておられるのかなというの

がわからんとですけれども、もし紹介をしたところでお支払いするだけではなくて成約というか、就職していただいてからもまたお礼をするというのはどういうことかという、その方からも側面支援をしてもらいたいわけですよ、江北町で就職してもらうために、せつかく紹介をいただいたということは多分かなり関係は近い方なんだろうというふうに思います。

ですから、3万円欲しいからとは言いませんけれども、やはりそういう方たちも我々の応援団になっていただいて、側面からもそういう方たちの就職を促していただければなという思いもあって、当然、就職が決まればまたさらに3万円というふうな制度設計にしているということでもあります。

以上でございます。

**○西原好文議長**

よろしいですか。三苦君。

**○三苦紀美子議員**

先ほどから何回も言っているように反対するつもりは毛頭ございません。

ただ、さらにさらにさらにとというのが、ちょっと行政的にどうかなという気がしたものですから、どちらかをとっていただきたいという思いだったんですが、そうですね、やぶから棒になりたくない人を推薦する人なんて誰一人としていないと思いますので、それはいい結果が出てくると思います。

そして、これは何ととっても子供たちにとってはとてもすばらしい立案ですので、ぜひ実行してほしいと思うんですが、そういうところを少し考えられないのかと、もう議会に出してしまいましたので、これは立つよりかしようがないと思っておりますけれども、今後からはそういうところにも少し気をお配りいただいて、本当にどうしても保育士さんが必要ということは誰もわかっておりますので、そういうことでの発言でございました。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

今回、この制度設計をする中で、議論があっただけの中にあるのは恐らく一番多い情報提供者は現役の保育士さんたちなんじゃないかというふうに思いました。

というのは、やはりそういうネットワークがあるわけですね。特に資格職種の方たちというのは例えば、保健師さんたちは保健師さんたちの会があったりして、いろいろふだんから



情報というのを持っておられたりしております。ですから、今回承認をいただければ、ぜひ町内にお勤めの保育士さんたちにも先ほどのチラシもお配りをして、ぜひ皆さん方の周り、御存じの方で保育士さんがいらっしゃるようだったら御紹介くださいということをせんばいかんなどというふうに思っております、まずはどうか、とにかくこの半年間で保育士の確保をしないと、また来年の4月、今回は本当に奇跡的に何とか4月はペンギンルームでしのごうことができました。ただ、来年はさらに子供がふえるという予測も立っておりますので、この半年間できちんとめどをつけなければいけないという思いから、今回、臨時議会に提案をさせていただいて、ぜひこの半年間で教育委員会もとにかく12人やったですか（「はい」と呼ぶ者あり）確保する意気込みで一人一人が営業マンだとこの間も言うておりましたので、ぜひ議員の皆さん方にも御協力をいただいて、江北町の待機児童解消に町ぐるみで取り組めればというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。1番石津君。

#### ○石津圭太議員

この保育士の募集内容に現在働いている保育士さんには声かけをしないようにみたいなことを書いてあったんですね。例会、先ほども話にはなったんですけど、現在働いている方はだめなんですかね。

#### ○西原好文議長

答弁を求めます。百武こども教育課長。

#### ○こども教育課長（百武一治）

石津議員の御質問にお答えします。

保育士募集大キャンペーンの紹介者キャンペーンの中の紹介していただく保育士の中の要件だと思います。

現在、他の保育所等に勤務していない方、また勤務予定がない方ということに上げておりますけれども、これは、よその市町も保育士の不足というのは一緒でございます、よその市町に現在勤務されている方に紹介者の方がうちに来んねということでお声をかけて、もしこちらのほうにそういうふうになった場合がちょっとどちらもやっぱりそういうふうには保育士が不足するので、職安のほうからもそういった同業者の奪い合いというか、保育士の奪い

合いはちょっと避けるようなことをお願いしますということになっておりますので、それはそういうこととさせていただきます。

ただ、保育士さんが自己都合で、例えば、江北町に勤務していただきたいというようなことであれば、そちらのほうは御紹介していただいても結構じゃないかなというふうには考えているところです。

以上です。

#### ○西原好文議長

山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

ちょっとこのチラシは最終稿じゃないなと思いました。こう言っちゃなんですけども、本当に今、人材確保競争なんです。先ほど御紹介したように我が町もこの4月間際に町内に就職予定の保育士さんがほかの園に採用されるというふうなことがあります。もちろんその仁義なき戦いを繰り広げるつもりはありませんけれども、やはりそこは言ってみれば労働市場というか、処遇のお話が出たりとか働きやすさの話があったりするわけですから、殊さらによそから奪ってさるくようなことはしませんけれども、江北町の保育所で勤務してもいいと思っておられる方であればそこは対象にしていいというふうに、この間、多分庁内の会議で言いよったばってんなと今思うてですね。ですから、これがちょっと最終稿じゃないということなのかどうなのか。ですから、さっき子ども教育課長が言ったように、殊さらにするのはまさにそういう仁義なき戦いを誘発するようなことになりますから、そこまではできませんけれども、江北町の保育所で勤務をしていいと思っていただいている方であれば、ぜひ紹介はしていただきたいというふうに思います。

もし教育委員会が違う考えだったら教育委員会も答弁をしてもらいたいと思います。

#### ○西原好文議長

町長、まさしく別室で会議のあったとき、そういった意見が出たとですよ。こがんことば書いとって大丈夫とねと。2番目のよそに勤めている、今、町長がまさしく言われたの（「勤務していない方」と呼ぶ者あり）そういったのが出たとですよ。そいけん、そういったのはやっぱり町長に報告というか、しとってもらいたかったとですよ。町長は何も知んさらんけんが議員からもそういった意見が出たというのはさい、やっぱり町長に報告をしとってもらわにゃ、百武課長、何か答弁ありますか。百武子ども教育課長。

**○こども教育課長（百武一治）**

紹介者キャンペーンの紹介者に紹介していただく保育士の中の要件はですね、先ほども言いましたように、よその市町との取り合いはよろしくないという職安からの指導もありまして明記をさせていただいております。就職支援給付金制度の中では、ここはちょっと今現在、働いているから江北町のほうで就職ができないというところは外しております。なので、保育士さんの江北町で働いてもいいという御意思があれば、このキャンペーンに乗っていただければなというふうには考えております。

以上です。

**○西原好文議長**

石津君よろしいですか。いや、執行部のほうでずっと話が（発言する者あり）暫時休憩して話をまとめてください。（発言する者あり）

暫時休憩。

午後 5 時 10 分 休憩

午後 5 時 16 分 再開

**○西原好文議長**

それでは、再開いたします。

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。百武こども教育課長。

**○こども教育課長（百武一治）**

江北町保育士募集大キャンペーンの紹介者に紹介していただく保育士の要件の中で、現在他の保育所等に勤務していない方、また、勤務予定がない方については削除させていただきたいと思っております。

職安等からも過度な保育士の奪い合いについてはくれぐれも注意してくれということでもございましたので、この部分については紹介者のカードが上がってきたときには再度確認して、そういう状況じゃない保育士さん自己の都合等で対応できると、募集を紹介していただけるというところで対応していきたいと思っております。

以上です。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

先ほど暫時休憩中に教育長とも話をしました。最終的にはキャンペーンの条件からここは削除をさせていただきたいと思います。

一方で、先ほど子ども教育課長が申しあげましたように、我々としては過度な競争を助長するつもりはありませんし、これは事業全体について言えることですが、当然そうしたことには配慮をし、きちんとした節度と誠意を持って事業は進めさせていただきたいと思いますが、例えば、町内にお住まいの方とか、もしくは近隣にお住まいの方だけけれども、今遠くの保育所に勤務をされて何かのきっかけがあれば近くの保育所で勤めたいと思っておられる方というのは結構おられるらしいんですよ、先ほどちょっと保育所の先生に聞きましたけれども、やはりそういう方も当然我々としては情報としては欲しいわけです。ですから、それを最初から排除するような記載はしておかないほうがいいなというふうに思っております。

つまるところ、そういう過度な競争をあおらないということと、ここにこれを書くということはイコールではないものですから、それは我々の事業の進め方であるとかということによって担保ができるというふうに思っておりますので、今回削除させていただくというふうに先ほど教育長からは報告を受けました。

以上でございます。

**○西原好文議長**

皆さんよろしいですかね。ほかに質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○西原好文議長**

起立全員であります。よって、議案第55号 令和元年度江北町一般会計補正予算（第6号）は原案どおり可決と決しました。

日程第7. 議案第56号 令和元年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第56号 令和元年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算(第1号)は原案どおり可決と決しました。

これをもって本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和元年第5回江北町議会臨時会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、令和元年度第5回江北町議会臨時会を閉会いたします。

午後5時20分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年10月21日

議 長 西 原 好 文

会議録署名議員 石 津 圭 太

会議録署名議員 江 頭 義 彦

会議録署名議員 金 丸 祐 樹

局 長 平 川 智 敏

書 記 永 尾 史 子